**平成２５年（フ）第１４４号**
愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸澤奥35番地
破産者　丸金建設有限会社
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２５年（フ）第１０号**
兵庫県洲本市大野753番地の３
破産者　株式会社薮内電業社
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２５年（フ）第５６号**
兵庫県淡路市志筑1573番地
破産者　國本鋼材株式会社
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２５年（フ）第２４号**
島根県江津市浅利町112番地
破産者　稲田　　宏
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

**平成２５年（フ）第４３号**
島根県浜田市原井町3050番地39
破産者　株式会社アール・オー・ジェイ
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２５年（フ）第８９０号**
埼玉県川口市並木２丁目11番23―104号　ライオンズマンション西川口第７
破産者　平野　孝一
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０５１号**
埼玉県蓮田市大字駒崎359番地１、住民票上の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字車東16番地の８　宮城交通吉岡合宿所207
破産者　杉山　　剛
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第１２８０号**
埼玉県越谷市東大沢２丁目８番地12　サンレピュート櫻岡202
破産者　芝崎　　実
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第２２２号**
北九州市小倉北区鋳物師町２番５―508号
破産者　宮園　三次
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５３号**
大分県玖珠郡玖珠町大字山田2302番地の６
破産者　日隈　尚登
1　決定年月日　平成26年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

**平成２４年（フ）第６７１号**
北九州市戸畑区浅生１丁目12番７号
破産者　福田　　豊
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第２９９号**
北九州市門司区奥田３丁目７番５号
破産者　毛利　　修
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第９１号**
佐賀県伊万里市新天町535番地11
破産者　永田　雄治
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第１４４号**
佐賀県杵島郡江北町大字八町576番地
破産者　大串　　剛
1　決定年月日　平成26年２月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第５２１号**
札幌市南区川沿９条３丁目６番25―１号
破産者　松澤　昭夫
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第５２２号**
札幌市南区川沿９条３丁目６番25―１号
破産者　松澤　史子
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１９３９号**
北海道恵庭市黄金北１丁目６番地２
破産者　神出　雅光
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２０５９号**
札幌市東区北37条東27丁目９番６―301号
破産者　佐々木裕樹
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第１７１号**
青森市岡造道３丁目18番１号
破産者　野呂　一人
1　決定年月日　平成26年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係